

5. 野生いのししのアフリカ豚熱対策の具体化

「農林水産省豚熱・アフリカ豚熱対策本部」（令和3年11月24日）

「アフリカ豚熱対策の現状と今後の対応について」において、死体対策などのアフリカ豚熱国内侵入時の野生いのしし対策について具体化することとされた。

アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針

令和2年7月1日 農林水産大臣公表（一部変更：令和3年10月1日）

第1 基本方針

5 また、アフリカ豚熱の感染源となり、感染拡大に大きな影響を及ぼす野生いのししについては、的確にアフリカ豚熱の浸潤状況を把握するとともに、感染が確認された際には、野生いのししにおけるまん延防止及び農場へのウイルス侵入防止に万全を期す必要がある。このため、行政機関及び関係団体等は、次の役割分担の下、野生いのししのアフリカ豚熱対策に万全を期す。

- (1) 国は、**野生いのししにおけるアフリカ豚熱の浸潤状況の的確な把握と感染拡大防止のための基本方針を示す**とともに、これに即した都道府県の具体的な防疫措置を支援する。
- (2) 都道府県は、(1)の基本方針を参考に、都道府県の実情を踏まえ、野生いのしし対策を推進する。
- (3) 市町村、関係団体及び関連事業者は、都道府県が進める具体的な対策に協力する。



「野生いのししにおけるアフリカ豚熱の浸潤状況の的確な把握と感染拡大防止のための基本方針」として、感染初期に発見された場合の防疫措置の具体化を行う。

5. 野生いのししのアフリカ豚熱対策の具体化

特に重要な部分：豚熱での防疫対応と異なる部分

第24 ウイルスの浸潤状況の確認等

- ・半径10 km以内について、捕獲・死亡いのししの検査（豚熱と同じ）
- ・**半径3 km以内について、積極的な死体搜索による検査・死体排除**
- ・**（3 kmの）外接部の捕獲推進による個体数削減**
- ・**（3 kmの）外接部防護柵等による囲い込み**

豚熱の防疫指針（第23ウイルスの浸潤状況の確認等）では・・・

- ・半径10 km以内について、捕獲・死亡いのししの検査
- ＜留意事項通知＞ 半径3 km以内について積極的に採材
- ＜留意事項通知＞ 野生いのししから豚等への感染拡大防止として、必要に応じて捕獲推進による個体数削減・外接部防護柵等による囲い込み

課題

野生動物に関する積極的な初動防疫の経験がない中で、特に、この第24の措置を具体的にどうするのか。

6. ASF対策の具体化の経緯と今後の予定 (基本方針の策定、研究、体制整備)

- 第2回野生イノシシ豚熱対策検討会 (R4.3) で審議された方針に基づき、「野生いのししにおけるアフリカ豚熱の浸潤状況の的確な把握と感染拡大防止のための基本方針」を整備。
- 研究事業 (RS事業30,000千円×3年) 及び補助事業 (県向け体制整備 11,000千円 R4補正以降も継続要求)
- 緊急事態においては、公表前であっても、案に基づく具体的措置の実施を想定。

R3.11.24	R3.12.28	R4.1~3	R4.4~6	R4.7~10	R4.11.1
<ul style="list-style-type: none"> 「農林水産省豚熱・アフリカ豚熱対策本部」開催 「アフリカ豚熱対策の現状と今後の対応について」 <p style="text-align: center;">↓</p> <p>野生いのししにおける対策の具体化が必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> いのししの死体処理等の実地演習を筑波山にて開催 意見交換会により、課題を洗い出し 	<ul style="list-style-type: none"> 死体処理の制度整理、関係強化等について関係省庁で検討・調整 「第2回野生イノシシ豚熱対策検討会」を開催 (3月28日) 対策マニュアル案の方針・スケジュールについて、専門家と交えて検討。 <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">→ 5局庁長連名通知 (3月31日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 検討会での議論、都府県からの相談等を踏まえマニュアル案について検討 野生いのしし対策に関する全国実態調査 5局庁長通知についての意見照会 ヒアリング (専門家・一部県及び関係団体) 	<ul style="list-style-type: none"> 実態調査等を踏まえて、マニュアル案を作成 専門家へのヒアリング (10月) 獣医学、家保職員、ウイルス学、野生いのしし対策、廃棄物対策の専門家への意見照会 	<ul style="list-style-type: none"> 「第3回野生イノシシ豚熱対策検討会」を開催 対策マニュアル案の方針・内容 今後のスケジュール 位置づけ (マニュアル or 基本計画) 等について検討 →「基本方針」としてとりまとめる

R4.11~12	R5.1~R5.3	R5.4~R5.12	R6.1~3	R6.4~
<ul style="list-style-type: none"> 委員・関係者の意見を踏まえ、マニュアル案の修正、基本方針への改称等 都道府県に基本方針案の意見照会 (12月28日) 	<ul style="list-style-type: none"> 農水省 <ul style="list-style-type: none"> 県への事前検討、関係省庁との調整 各県において <ul style="list-style-type: none"> 基本方針案の検討 県マニュアルの検討 	<p style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">各県コメント提出</p> <ul style="list-style-type: none"> 各県の演習内容、研究成果等を踏まえ、基本方針を改善 円滑な運用体制の整備 	<p style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">基本方針の公表 指針改正</p>	<p style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">研究・体制整備事業 (演習) 等を踏まえた基本方針の改定</p>

研究事業

R5.4~R8.3

- 野生イノシシにおけるアフリカ豚熱防疫措置の具体化に関する緊急実証研究 (RS事業 30,000千円×3年)
- 死体処理に関する科学的検証、サーベイ強化、対策の普及研究

補助事業

R5.4~R8.3

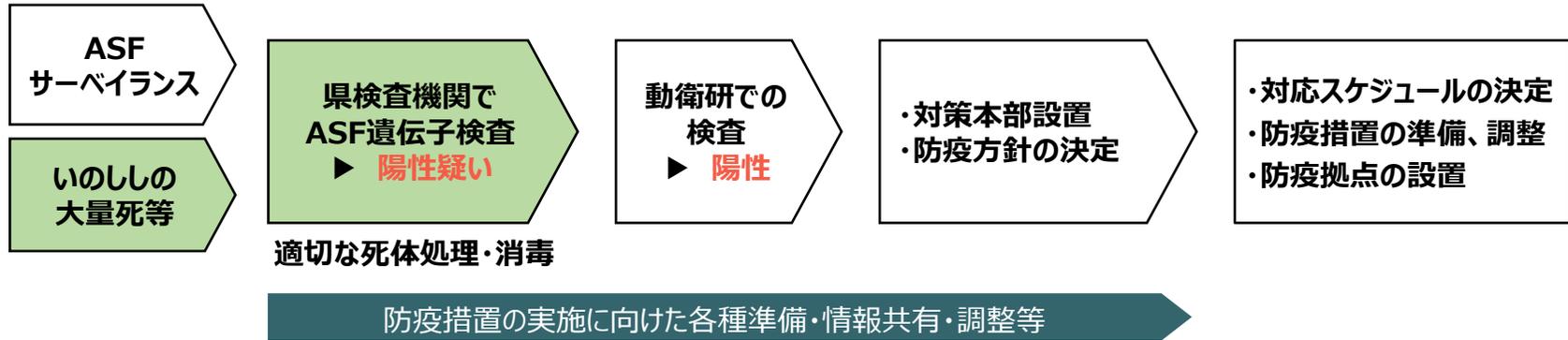
基本方針に基づく各県の体制整備

- 「野生動物アフリカ豚熱防疫体制構築事業」(県向け 11,000千円 R4補正以降も継続要求)
- 机上演習・実地演習等の開催
- 各県における防疫体制の整備

7. 野生いのししでのアフリカ豚熱感染確認時の初期対応の流れ

アフリカ豚熱の感染確認から防疫方針の決定・措置の準備

- ◆ 死体発見、県の検査（指針第17）、病性判定（指針第18）、病性判定時の措置（指針第19）

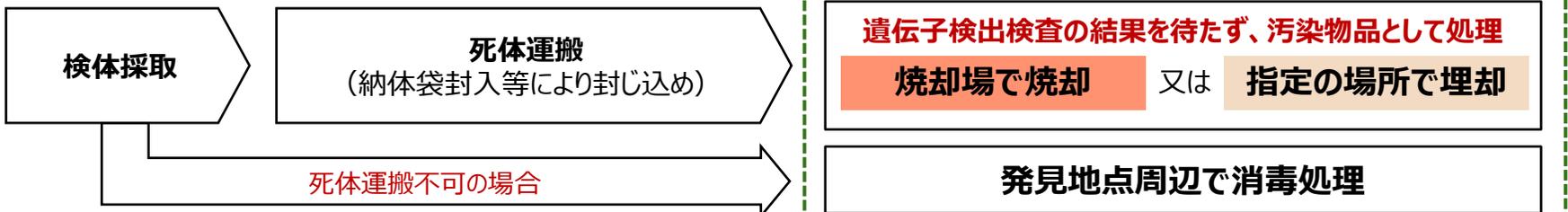


防疫措置の実施

- ◆ 通行制限・遮断（指針第20）、移動制限（指針第21）、消毒ポイント（指針第23）
- ◆ 積極的死体搜索（指針第24）



- ◆ 死体対応（指針第24）



8. アフリカ豚熱が野生いのししで確認された際の防疫対応の実施内容と範囲

ASFウイルス感染いのししは急死する。また、本ウイルスは環境抵抗性が高く、感染動物の死体等において数か月以上感染性を保持。したがって、本病ウイルスの感染拡大防止のためには、感染死体の排除が重要であり、死体の積極的搜索等の防疫措置を実施。

アフリカ豚熱陽性確認以降の具体的な防疫措置

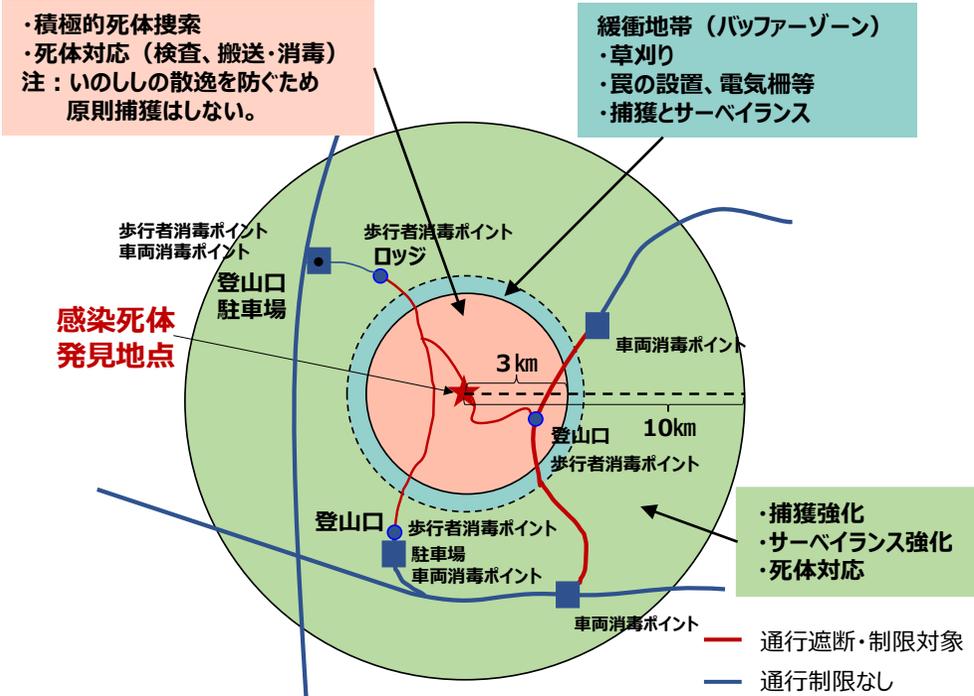
- **通行の制限又は遮断：半径3kmの範囲（防疫指針第20）**
 - ・車両・人等の通行を遮断することで、付着ウイルスの拡散を防止する。
- **野生いのししの死体等の移動制限：半径10kmの範囲（防疫指針第21）**
 - ・死体等のウイルス汚染の可能性がある感染源の移動を制限することで、ウイルスの拡大を防止する。
- **消毒ポイントの設置（防疫指針第23）**
 - ・3km圏内に入る道路や登山道などに消毒ポイントを設け、一般車両及び通行人を消毒する。
- **野生いのししに対する防疫措置（防疫指針第24）**

- **積極的死体搜索：半径3kmの範囲**
 - ・野生いのししの死体が感染源となるため、死体を速やかに処理するとともに、検査強化によるウイルス浸潤状況を把握する。なお、感染いのししの散逸を防ぐため、搜索は辺縁部から行うとともに、積極的な捕獲は実施しない。

- **防護柵の設置等による野生いのししの散逸・侵入防止：半径3kmの周囲**
 - ・ASF感染いのししの散逸及びASF非感染いのししの侵入を防止するため、電気柵や罨の設置、草刈り等を実施。

- **捕獲・サーベイランス強化：半径3km～10kmの範囲**
 - ・10kmを超えた感染拡大を防ぐため、半径3～10kmの範囲について、いのししの減数・密度低下を図るとともに、検査強化を実施する。

- **死体対応：半径10kmの範囲**
 - ・死体を排除又は消毒処理することで感染源を確実に排除するために、確実に死体を輸送し焼却又は埋却を実施。死体運搬不可の場合は、発見地点周辺で消毒処理を実施。



消毒の徹底等により以下は通行遮断の例外とする（案）

- ・通勤、通学
- ・医療及び福祉
- ・山林、道路、電線、水道等の保守管理 等

海外では初動防疫時に林業は通行遮断となる場合もあるが、日本の地理的状況等を踏まえ、林業の防災面への効果など、林業の重用性を踏まえ例外とする予定。

※ **作業者の安全確保**

- ・野外での作業は原則として日中のみとする。
- ・気象状況等に配慮して防疫措置を実施する。
- ・事故リスクが高いと考えられる場所（視界が悪い、足場が確保できない等）については、その周辺地域の対策を強化する等の措置を行った上で、防疫措置の作業範囲から除外する。

9. 防疫作業内容の検討（作業手順・資材の検討）

R2.7.1 アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の全改正（家伝法改正を受け野生いのししの防疫措置を指針本体で規定）

R3.11.24 「農林水産省豚熱・アフリカ豚熱対策本部」の開催 ▶ 野生いのししにおけるアフリカ豚熱対策の具体化へ

R3.12.28 筑波山にていのししの死体処理等の実地演習

R4.3 「野生いのししにおけるアフリカ豚熱の浸潤状況の的確な把握と感染拡大防止のための基本方針」の検討を開始

R4.12 基本方針案をとりまとめ、都道府県に意見照会

R5.9～ 動衛課・林野庁等合同（9/26）、栃木県（9/6・10/26）及び岐阜県（11/1）での机上実地演習

R6.3（予定）「アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」の一部改正
「野生いのししにおけるアフリカ豚熱の浸潤状況の的確な把握と感染拡大防止のための基本方針」の公表

電気柵の敷設

R5.9.26 電気柵設置に関するプレ演習

- ・林野庁・つくば市・栃木県・埼玉県が参加
- ・電気柵の利用シーンや設計を検討

R5.10.25 栃木県 実地演習

- ・環境森林部、農業振興事務所、畜産振興課等、約40名が参加
- ・電気柵の設置や回収等を行う

死体の搬送・搜索

R3.12.28 筑波山での実地演習

- ・動物衛生課、農村振興局、林野庁、つくば市、茨城県、農研機構（畜産研・動衛研）、森林総研による合同演習（日本で初のASF野生いのしし実地演習）
- ・いのしし専用納体袋の規格、死体処理に関する制度的問題の検討

R5.11.1 岐阜県での実地演習

- ・死体搜索、搬送に関する実地演習により、具体化。

死体の消毒による処理・検査

RS事業「野生イノシシにおけるアフリカ豚熱防疫措置の具体化に関する緊急実証研究」（令和5～7年度）

- ①野生いのししの適正な死体処理方法の開発（生分解性シート、塩素系消毒剤等の活用）
- ②ASF・CSFの採材手法および高感度検査方法の実証



10. 基本方針の項目（案）①

前文

第1節 平時における準備及び発生に備えた体制の構築・強化（防疫指針第2-1、第2-2及び第3）

第1 平時における具体的な取組（発生に備えた体制の整備及び準備）（防疫指針第2-1、第2-2及び第3）

1. 農林水産省におけるの具体的な取組
 - (1) 連携の強化
 - (2) 対策の周知・広報活動の推進
 - (3) 野生いのししでのアフリカ豚熱ウイルスの感染状況調査（サーベイランス）の推進
 - (4) 防疫措置に必要な準備
2. 都道府県における具体的な取組
 - (1) 連携体制の整備に当たっての基本的な考え方
 - (2) 人や物を介した野生いのししへのアフリカ豚熱ウイルスの感染防止に関する啓発
 - (3) 防疫計画の策定等
 - (4) 野生いのししの防疫措置従事者の確保及び育成に当たっての留意点
 - (5) 通報・連絡体制の整備
 - (6) 野生いのししの死体等の処理に関する事前調整
 - (7) 防疫演習の実施
3. 市町村、関係団体及び関連事業者の取組の考え方

第2節 感染の疑いが生じた場合の対応（防疫指針第17・第18）

第2 アフリカ豚熱感染を疑う死体発見の通報を受けた際の対応

1. アフリカ豚熱ウイルス感染の可能性がある野生いのししの死体
2. アフリカ豚熱ウイルス感染の可能性がある野生いのししの死体についての対応
 - (1) 検体の採取
 - (2) 検体の検査施設への送付
 - (3) 野生いのししの死体発見地点及びその周辺の消毒並びに死体等の処理
 - (4) 検査結果の報告

第3 都道府県の検査により感染の疑いが生じた場合の対応（防疫指針第17）

1. アフリカ豚熱ウイルスの感染の疑いが生じた野生いのししの死体等の取扱（都道府県の検査で陽性）
 - (1) 野生いのししの死体等が既に埋置されている場合
 - (2) 野生いのししの死体等が既に廃棄物として処理されている場合
 - (3) 野生いのししの死体等の処理が未完了の場合
2. 都道府県による検査及び動衛研への検体の送付

第4 病性判定による陽性判定時に備えた準備（防疫指針第17）

1. 関係部局・機関への情報共有
2. 農林水産省及び都道府県の野生いのししアフリカ豚熱対策本部の開催準備
3. 農林水産省から防疫措置に関する連絡・調整を担当する職員等の派遣
4. 防疫措置内容に関する事前調整等
 - (1) 防疫措置内容に関する関係部局・機関との情報共有等
 - (2) 防疫措置に関する地権者等との事前調整等
 - (3) 防護柵等の設置による野生いのししの散逸・侵入防止措置の検討・調整（防疫指針第17の2の（8））
 - (4) 防疫措置の実行計画の作成
 - (5) 野生いのしし防疫対策拠点の設置作業の開始
5. 周辺養豚場等に係る措置
6. 報道機関への公表等

10. 基本方針の項目（案）②

第3節 防疫措置（防疫指針第19～24）

第5 病性判定によるアフリカ豚熱陽性判定時の対応（防疫指針第19）

1. 防疫方針
2. 野生いのしし防疫対策拠点の運用開始

第6 通行の制限又は遮断（防疫指針第20）

1. 通行の制限又は遮断の実施
2. 通行の制限又は遮断の延長・短縮

第7 野生いのししの死体等の移動制限（防疫指針第21）

第8 消毒ポイントの設置（防疫指針第23）

第9 野生いのししに対する防疫措置（防疫指針第24）

1. 防疫指針第24の1の（1）及び2による具体的な防疫措置
2. 死体対応の実施
 - （1）死体対応班の設置
 - （2）対象範囲及び実施スケジュールの設定
 - （3）死体対応における具体的対応の例
 - （4）実施期間
3. 積極的死体搜索の具体的対応の例
 - （1）積極的死体搜索班の設置
 - （2）搜索範囲・ルート及び実施スケジュールの設定
 - （3）積極的死体搜索における具体的対応
 - （4）実施期間
4. 検体の検査施設への持込み及び報告
5. 防護柵等の設置・構築による野生いのししの散逸・侵入防止措置
 - （1）実施内容
 - （2）実施期間
6. 防疫措置実施周辺地域での野生いのししの捕獲強化及び検査の推進

第10 死体発見地点及びその周辺の消毒及び死体の状況確認（防疫指針第17・第24）

1. 死体発見地点及びその周辺の消毒
2. 死体の状況確認

第11 野生いのししの死体等の検査・処理等の手順例（防疫指針第9・防疫指針第21・防疫指針第24）

1. 通則
2. 野生いのししの死体等を焼却、化成処理又は埋却により処理する場合
 - （1）野生いのししの死体等の発見場所から運送用車両への運搬例
 - （2）野生いのししの死体等の焼却施設等への運搬例
 - （3）野生いのししの死体等の焼却・化製処理の実施例
 - （4）野生いのししの死体等の埋却の実施例
3. 野生いのししの死体等を消毒により処理する場合
 - （1）消毒の具体的手順の例について
 - （2）留意事項

第4節 その他

第12 都道府県間の連携

第13 野生いのししによる豚熱・鳥獣被害対策等

1. 豚熱経口ワクチンの散布
2. 狩猟・鳥獣捕獲等
 - （1）狩猟・鳥獣捕獲等の中止について
 - （2）防疫措置及び許可捕獲等の実施について
 - （3）ジビエ利用の中止について
 - （4）理解醸成について

第14 基本方針の改善・研究の推進について